

法律第七十六号（令六・一二・二五）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万八千円」を「九十七万九千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最高裁判所長官		二、〇三八、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四八六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四二六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三二一、〇〇〇円
判事	一 号	一、一九一、〇〇〇円
	二 号	一、〇四九、〇〇〇円
	三 号	九七九、〇〇〇円
	四 号	八二九、〇〇〇円
	五 号	七一六、〇〇〇円
	六 号	六四四、〇〇〇円
	七 号	五八四、〇〇〇円
	八 号	五二六、〇〇〇円
判事補	一 号	四二八、六〇〇円
	二 号	三九四、九〇〇円
	三 号	三七二、四〇〇円
	四 号	三四九、六〇〇円
	五 号	三三〇、三〇〇円
	六 号	三一七、六〇〇円
	七 号	三〇三、三〇〇円
	八 号	二九五、一〇〇円
	九 号	二七九、一〇〇円
	十 号	二七〇、五〇〇円
	十一号	二六七、四〇〇円
	十二号	二六三、六〇〇円
簡易裁判所判事	一 号	八二九、〇〇〇円
	二 号	七一六、〇〇〇円
	三 号	六四四、〇〇〇円
	四 号	五八四、〇〇〇円
	五 号	四四六、〇〇〇円
	六 号	四二八、六〇〇円
	七 号	三九四、九〇〇円
	八 号	三七二、四〇〇円
	九 号	三四九、六〇〇円
	十 号	三三〇、三〇〇円
	十一号	三一七、六〇〇円
	十二号	三〇三、三〇〇円

	十三号	二九五、一〇〇円
	十四号	二七九、一〇〇円
	十五号	二七〇、五〇〇円
	十六号	二六七、四〇〇円
	十七号	二六三、六〇〇円

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		報 酬 月 額
最高裁判所長官		二、〇三八、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四八六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四二六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三二一、〇〇〇円
判事	一 号	一、一九一、〇〇〇円
	二 号	一、〇四九、〇〇〇円
	三 号	九七九、〇〇〇円
	四 号	八二九、〇〇〇円
	五 号	七一六、〇〇〇円
	六 号	六四四、〇〇〇円
	七 号	五八四、〇〇〇円
	八 号	五二六、〇〇〇円
判事補	一 号	四四三、九〇〇円
	二 号	四〇九、〇〇〇円
	三 号	三九〇、八〇〇円
	四 号	三六六、三〇〇円
	五 号	三三九、七〇〇円
	六 号	三二五、三〇〇円
	七 号	三〇九、〇〇〇円
	八 号	三〇〇、一〇〇円
	九 号	二八三、三〇〇円
	十 号	二七四、五〇〇円
	十一号	二六九、一〇〇円
	十二号	二六五、三〇〇円
簡易裁判所判事	一 号	八二九、〇〇〇円
	二 号	七一六、〇〇〇円
	三 号	六四四、〇〇〇円
	四 号	五八四、〇〇〇円
	五 号	四六二、〇〇〇円
	六 号	四四三、九〇〇円
	七 号	四〇九、〇〇〇円
	八 号	三九〇、八〇〇円
	九 号	三六六、三〇〇円
	十 号	三三九、七〇〇円
	十一号	三二五、三〇〇円
	十二号	三〇九、〇〇〇円

	十三号	三〇〇、一〇〇円
	十四号	二八三、三〇〇円
	十五号	二七四、五〇〇円
	十六号	二六九、一〇〇円
	十七号	二六五、三〇〇円

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

(法務・内閣総理大臣署名)